

第2 手続費
1 適用

区分	内容
(1) 実費の適用	2（手続費の額）2-2（2-1以外の手続費）に掲げる手続費の額は、2-3（算出式）に規定する算出式により算定する実費とします。この場合においては、第1（工事費）2（工事費の額）2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金及び第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率を適用します。
(2) 手続費の按分	2（手続費の額）2-1第6欄に掲げる手続費を複数の協定事業者が使用することとなった場合には、2（手続費の額）に定める料金額を当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。
(3) 手続費の見直し	当社は、2（手続費の額）2-1第5欄、第6欄、第8欄及び第9欄に掲げる手続費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) 削除	
(5) 光回線設備線路条件調査費の適用	2（手続費の額）2-1第15欄に掲げる手続費については、次に掲げる方法により適用するものとします。 ア 1の協定事業者からの請求により同一の地点において同時に2以上の光回線設備線路状況調査を実施する場合は、ア(ア)欄に限り、それらの調査を1調査とみなして適用します。 イ 1の協定事業者からの請求により同時に同一回線に係る伝送損失及びパルス測定結果の調査を行う場合は、ア(イ)欄に限り、その調査を2調査とみなして適用します。
(6) 立会費の適用	2（手続費の額）2-1第10欄に掲げる手続費については、1の協定事業者からの請求によりウ(ア)欄に係る立会いとウ(イ)欄に係る立会いを同時に行う場合には、ウ(ア)欄に係る立会いのみが行われたものとみなしてウ(ア)欄に規定する料金額を適用します。
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2（手続費の額）2-1第21欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が通信用建物に終始しない場合、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第9項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2（手続費の額）2-2第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8) 自前工事調整等作業費の適用	2（手続費の額）2-1第24欄に掲げる手続費については、自前工事調整等作業の対象が通信用建物に終始しない場合又は装置の保護ケージ内における設置若しくは撤去、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2（手続費の額）2-2第4欄に掲げる手続費を適用します。
(9) 手続費の適用時間帯	ア 2（手続費の額）に掲げる手続費の適用時間帯については、第1（工事費）1（適用）第10欄アに規定する表のとおりとします。 イ 2（手続費の額）2-1第5欄、第10欄（エ欄に係るものに限ります。）、第11欄及び第12欄、第13-2欄及び第13-3欄、第15欄（ウ欄に係るものを除きます。）、第21欄から第24欄並びに第31欄（第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第4欄ア(ア)欄及びイ(ア)欄を提供する回線の接続に係る工事を行う場合に限ります。）第36欄に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。
(10) 料金回収手続費又は債権譲受手続費の適用	接続申込者が2（手続費の額）2-1第2欄ア欄又は第7欄ア欄に掲げる手続費の適用を要望する場合において、その利用者料金の回収業務を当社が行うために当社のソフトウェアの開発（利用者料金の課金情報の受信及び請求情報の授受等に係る開発を含みます。）等が必要となるときは、接続申込者は、その開発等のための費用（この約款に定めのないものを含みます。）を負担することを要します。

(11) 料金請求回収 代行手続費の適 用	<p>ア 2（手続費の額）2-1第9欄ア欄に掲げる手続費については、(7)欄及び(イ)欄を組み合わせて適用するものとします。</p> <p>イ 2（手続費の額）2-1第9欄に掲げる手続費については、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が、相互接続通信に係る役務区間合算料金（電話サービス契約約款の料金表に定める通話料金、総合デジタル通信サービス契約約款の料金表に定める通信料金又は専用サービス契約約款の料金表に定める専用料に相当する利用者料金であって、協定事業者がその利用者料金を設定して契約約款等に定めるものに限ります。）である場合に限って適用するものとします。</p>
(12)～(13) 削除	_____
(14) 端末回線情 報提供手続費の 適用	<p>端末回線情報提供手続費については、2（手続費の額）2-1第32欄第33欄に掲げる料金額に、各々のDSLサービス提供事業者（当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）の暦月ごとのDSLサービスに関する情報提供に用いるシステムの利用件数（第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号及び第2号に規定する情報を提供するために当社が運営するシステムにおいて、協定事業者が情報を取得した数をいい、利用件数が0となる場合は各々のDSLサービス提供事業者の暦月ごとの利用件数を1とみなします。以下この欄において「システム利用件数」といいます。）をDSLサービス提供事業者の暦月ごとのシステム利用件数の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。</p>
(15) 光配線区域 情報調査費の適 用	<p>2（手続費の額）2-1第25欄第26欄ウ欄に掲げる手続費については、ア欄又はイ欄に掲げる手続費と組み合わせて適用します。</p>
(16) 申込者情報 確認結果即時通 知手続費の適用	<p>申込者情報確認結果即時通知手続費については、2（手続費の額）2-1第34欄第35欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数を申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備を利用している協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数の合計（合計が0となる場合は、各々の協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数を1とみなします。）で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。</p>
(17) 削除	_____

2 手続費の額
2-1 手続費

	区分	単位	手続費の額	備考
(1) 削除	—————	—————	—————	—————
(2) 料金回収 手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であつて、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の場合	1 通信ごとに <u>0.11円</u> <u>0.17円</u>	—————
			1 内訳項目ごとに <u>20.59円</u> <u>20.47円</u>	
		月額	当社が請求する利用者料金額の <u>0.08%</u> <u>0.11%</u> に相当する額	
	イ 当社の公衆電話から発信する場合（その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限ります。）	(7) 月額	当社が回収する利用者料金額の14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
		(4) 月額	当社が回収する利用者料金額の11.39%に相当する額	国際系事業者又は衛星系事業者に適用します。
(3)～(4) 削除	—————	—————	—————	—————
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	<u>261円</u> <u>250円</u>	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	6円	みなし契約事業者に適用します。

(7) 債権譲受 手数料費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア	イ以外の 場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	<u>20.59円</u> <u>20.47円</u>	特定中継事業者に適用します。
				(4) 削除	—	—	
		イ	削除			—	—
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供 手数料費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用				1 照会 ごとに	平日 昼間 <u>9,515円</u> 土日 祝日 昼夜 間 <u>11,578円</u>	みなし契約事業者に適用します。
					1件ごとに	<u>61.14円</u> <u>67.14円</u>	
(9) 料金請求 回収代行 手数料費	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の 手続きに要する費用	ア	協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	<u>78.29円</u> <u>109.73円</u>	—
				(4) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	<u>18.20円</u> <u>16.61円</u>	—
		イ	協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が専用サービスに係るものである場合		1請求ごとに	639円	—

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア	イウエ以外の場合（2-2（2-1以外の手続費）表中第8欄及び第14欄の手続費が適用される場合を除きます。）	1回ごとに	第1（工事費）2（工事費の額）2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額（後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。）	——								
		イ	第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	<table border="1"> <tr> <td>平日昼間</td> <td><u>12,426円</u> <u>10,736円</u></td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td><u>14,518円</u> <u>12,383円</u></td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td><u>16,911円</u> <u>14,269円</u></td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td><u>15,119円</u> <u>12,857円</u></td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td><u>17,510円</u> <u>14,740円</u></td> </tr> </table>	平日昼間	<u>12,426円</u> <u>10,736円</u>	平日夜間	<u>14,518円</u> <u>12,383円</u>	平日深夜	<u>16,911円</u> <u>14,269円</u>	土日祝日昼間	<u>15,119円</u> <u>12,857円</u>	土日祝日深夜
平日昼間	<u>12,426円</u> <u>10,736円</u>													
平日夜間	<u>14,518円</u> <u>12,383円</u>													
平日深夜	<u>16,911円</u> <u>14,269円</u>													
土日祝日昼間	<u>15,119円</u> <u>12,857円</u>													
土日祝日深夜	<u>17,510円</u> <u>14,740円</u>													

		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	13,581円 11,364円	——
					平日夜間	15,869円 13,106円	
					平日深夜	18,484円 15,103円	
					土日祝日昼間	16,526円 13,608円	
					土日祝日深夜	19,139円 15,601円	
					(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	
		平日夜間	11,298円 9,894円				
		平日深夜	13,160円 11,401円				
		土日祝日昼間	11,766円 10,273円				
		土日祝日深夜	13,627円 11,777円				
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	11,157円 10,676円	——			
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,177円 1,126円	——			
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	740円 708円	——			
(13) DSL回線設置手続費	協定事業者が、DSL回線（料金表第1表第1（網使用料）2-1-1-1第4欄に規定する機能に限ります。）を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	——			
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに	803円 769円	申告事業者に適用します。			
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	1,092円 1,045円				

(13) -3 D S L回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	811円 796円	—			
(14) 削除	—	—	—	—			
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	7,161円 6,852円	—
			② 通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	825円 789円	—	
		(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	937円 897円	—	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,882円 1,801円	—		
(16) 光回線設備設置手続費	協定事業者が、光回線設備（料金表第1表第1（網使用料）2-1-1-1第6欄ア欄又は2-5-3に規定する機能に限ります。）を設置する場合に要する費用	1回線又は1波長ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—			
(17) I P通信網回線設置手続費	協定事業者が、I P通信網回線を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—			
(18) 端末回線伝送機能設置手続費	協定事業者が、端末回線伝送機能の回線を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄又は第2-3欄で接続する場合があります。			
(18) -2 削除	—	—	—	—			
(19) 光信号分岐端末回線設置手続費	協定事業者が、光信号分岐端末回線を設置する場合に要する費用	1光信号分岐端末回線ごと	I P通信網サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—			
(20) 光信号局内伝送路設置手続費	協定事業者が、光信号局内回線（料金表第1表第1（網使用料）2-11その他の機能表中第19欄の機能に限ります。）を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—			

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り。）を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,994円 <u>10,642円</u>	—	
		イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	951円 <u>1,032円</u>	—	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,432円 <u>2,138円</u>	—	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,948円 <u>4,620円</u>	—
			(イ) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	14,329円 <u>13,711円</u>	—
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1 区間ごとに	3,158円 <u>3,089円</u>	—

(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア	接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	54,890円 53,972円	—
				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 2 種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	38,764円 37,497円	—
				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 1 種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	25,993円 22,491円	—
				(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1 の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	21,828円 20,111円	—
		イ	接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	10,079円 9,462円	—
				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 2 種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	9,268円 9,152円	—
				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 1 種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	7,718円 7,216円	—
				(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1 の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	7,563円 7,115円	—
		ウ	接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (4) 以外の場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	7,633円 6,967円	—
				(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	3,524円 3,149円	—
		エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	6,463円 5,955円	—

(25) 削除					
(25) (26) 光配線区 域情報調 査費	第99条の 6 (光回線 設備に係る 情報の提 供) 第3項 の規定によ り、当社が 光配線区域 に係る情報 を提供する 場合に要す る費用	ア 第1号に規定する光配線区域 の範囲に係る情報を提供する 場合に要する費用	1 通信用建物 ごとに	<u>12,133円</u> 9,140円	
		イ 第2号に規定する光配線区域 に設置されている全ての電柱 等の座標に係る情報を提供す る場合に要する費用	1 通信用建物 ごとに	<u>1,741円</u> 1,276円	
		ウ 第3号に規定する光配線区域 内の加入電話等敷設数に係る 情報を提供する場合に要する 費用	1 通信用建物 ごとに	<u>1,954円</u> 2,356円	
(26) (27) ~ (27) (28) 削除					
(28) (29) き線点情 報調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提 供) 第2項の規定により、当社がき線点情報 を提供する場合の調査に要する費用	1 通信用建物 ごとに	<u>27,199円</u> 17,943円		
(29) (30) き線点換 算線路長 調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提 供) 第3項の規定により、き線点換算線路長 を調査する場合に要する費用	1 電柱ごとに	<u>811円</u> 796円		

(30) (31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,318円 1,598円	——
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	11,841円 14,385円	——
(31) (32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続に要する費用	1件ごとに	平日昼間	9,007円 7,506円	——
			平日夜間	16,577円 18,488円	——
			平日深夜	26,272円 30,779円	——
			土日祝日昼間	10,960円 8,989円	——
			土日祝日夜間	17,263円 19,197円	——
			土日祝日深夜	27,204円 31,795円	——
(32) (33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額		844,000円 1,035,000円	——
(33) (34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 (協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みません。)	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,587円 2,475円	——
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,172円 3,035円	——

イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,277円</u> <u>2,313円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,869円</u> <u>2,880円</u>	
ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,277円</u> <u>2,313円</u>	——
	(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>3,503円</u> <u>3,224円</u>	——
エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>4,229円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>4,814円</u>	
オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>4,229円</u>	——
	(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>4,814円</u>	——

	<p>カ 第34条の10第3項又は第7項に規定する事項の調査において、接続申込者が同条第4項第2号を選択した場合に、当社がその接続申込者が要望する光信号端末回線との接続ができない旨を回答したときに要する費用</p>	1 区間ごとに	第23欄ア欄に掲げる手続費に相当する額	左欄と併せて、接続申込者が同条第3項に規定する事項の調査を申込んだ場合はウ欄に掲げる費用を、同条第7項に規定する事項の調査を申込んだ場合はオ欄に掲げる費用の支払いを要しません。
(34) (35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	815,903円 890,312円	—
(35) (36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費		1 調査ごとに	8,458円 10,291円 8,093円	— — —

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1) 相互接続点に係る情報又は事前照会に係る情報についての調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項各号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用（2-1（手続費）表中第21欄、第22欄若しくは第23欄又は本表中第11欄の手続費が適用される場合を除きます。）	1件ごとに	_____
(2) 課金照合費	協定事業者の請求により課金照合を行う場合に要する費用	1件ごとに	_____
(3) 削除	_____	_____	_____
(4) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その作業に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認その他の作業に要する費用（2-1（手続費）表中第24欄の手続費が適用される場合を除きます。）	1件ごとに	_____
(5) 削除	_____	_____	_____
(6) 一般光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第4項の規定により、代替区間等の情報を提供する場合に要する費用	1件ごとに	_____
(7) 電柱添架現地調査費	電柱添架の可否を回答するために現地調査を行う場合に要する費用	1件ごとに	_____
(8) 電柱添架立会費	第10条の14（電柱添架に係る立会い）に規定する立会いを行う場合に要する費用	1件ごとに	_____
(9) 一括申込みの取扱いに係る手続費	第37条の5（一括申込み）第3項に規定する一括申込みに係る回答を行うために要する費用	1件ごとに	_____
(10) 削除	_____	_____	_____
(11) 特別光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第10号又は第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	_____
(12) 異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る情報調査費	第34条の8（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）第1項及び第2項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	_____
(13) 特定光信号端末回線に係る情報調査費	第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	_____
(14) 遠隔立会費	第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合において、遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときに要する費用	1件ごとに	_____

2-3 算出式

$\text{手続費} = \text{作業単金} \times \text{作業時間} \times (1 + \text{貸倒率})$
